

利子補給金制度対象資金を御利用の皆様へ

沖縄県中小企業振興資金利子補給金の御案内

沖縄県へ利子補給金制度の申請をするだけで、
令和2年 1月～令和2年12月の間に
金融機関へ支払った**利子**の一部を
キャッシュバックします！

あなたは当てはまるか今すぐチェック！

○ 内 容

沖縄県では、沖縄県融資制度のうち、以下の資金の貸付を受けた方へ利子補給を実施します。

沖縄県に申請を行った方については審査のうえ、金融機関へ支払った利子の一部が返還されます。

なお、利子補給金制度は、予算の範囲内で実施するものであるため、予算の上限に達し次第、受付を終了します。
早めの申請をお願いします。

○ 対象資金

○ 平成29年1月2日～令和2年12月31日に以下①～②の貸付を受けた方

① ベンチャー支援資金

② 雇用創出促進資金

※雇用創出促進資金は新規雇用等を行った事業者、又は働き方改革に取り組む事業者が対象となります。

平成29年1月2日～令和2年3月31日に以下③の貸付を受けた方

③ 新事業分野進出資金

平成29年4月1日～令和2年3月31日に以下④の貸付を受けた方

④ 創業者・事業承継支援資金（創業者支援貸付）

※旧資金名：創業者支援資金（平成29年4月1日～平成31年3月31日）

申込期間 **令和3年1月1日～令和3年1月31日まで!!**

※当日消印有効

お問い合わせ先 ○ 沖縄県商工労働部 中小企業支援課 金融班 TEL：098-866-2343

利子補給金制度対象資金を御利用の皆様へ

沖縄県中小企業振興資金利子補給金の御案内

利子補給制度の概要

※令和2年4月以降に融資実行した場合

対象資金（対象要件）		利子補給率	対象上限額	対象期間
ベンチャー支援資金		融資利率1.50%のうち1.00%を補給⇒ 実質負担0.50%	2,000万円	融資を受けた日から3年
雇用創出促進資金	1名新規雇用（非正規雇用）を行う場合（融資対象1）	融資利率1.50%のうち1.00%を補給⇒ 実質負担0.50%		
	非正規雇用から正規雇用等に1名転換する場合（融資対象2）			
	1名新規雇用（正規雇用等）を行う場合（融資対象1）	融資利率1.50%のうち1.50%を補給⇒ 実質負担0.00%		
	2名以上新規雇用（非正規雇用）を行う場合（融資対象1）			
	非正規雇用から正規雇用等に2名以上転換する場合（融資対象2）			
	法定雇用障がい者数を超過して障がい者を雇用しているもので、沖縄県中小企業支援課長の認定を受けた場合（融資対象3）			
	以下、（1）～（6）の認定・承認を受ける場合（融資対象4）			
	（1）えるぼし認定			
	（2）くるみん認定			
	（3）ユースエール認定制度			
	（4）沖縄県人材育成企業認証制度に基づく認証			
（5）沖縄ワーク・ライフ・バランス企業認証制度に基づく認証				
（6）その他上記（1）～（5）と同等と認められる事業等に基づく認定・認証				

※平成29年1月2日～令和2年3月31日に融資実行した場合

（創業者支援貸付は平成29年4月1日～令和2年3月31日に融資実行した場合）

対象資金（対象要件）		利子補給率	対象上限額	対象期間
新事業分野進出資金		融資利率1.50%のうち1.00%を補給⇒ 実質負担0.50%	2,000万円	融資を受けた日から3年間
ベンチャー支援資金		融資利率1.50%のうち1.00%を補給⇒ 実質負担0.50%		
雇用創出促進資金	1名新規雇用（非正規雇用）を行う場合（融資対象1）	融資利率1.50%のうち1.00%を補給⇒ 実質負担0.50%		
	非正規雇用から正規雇用等に1名転換する場合（融資対象2）			
	1名新規雇用（正規雇用等）を行う場合（融資対象1）	融資利率1.50%のうち1.50%を補給⇒ 実質負担0.00%		
	2名以上新規雇用（非正規雇用）を行う場合（融資対象1）			
	非正規雇用から正規雇用等に2名以上転換する場合（融資対象2）			
	法定雇用障がい者数を超過して障がい者を雇用しているもので、沖縄県中小企業支援課長の認定を受けた場合（融資対象3）			
	以下、（1）～（6）の認定・承認を受ける場合（融資対象4）			
	（1）えるぼし認定			
	（2）くるみん認定			
	（3）ユースエール認定制度			
	（4）沖縄県人材育成企業認証制度に基づく認証			
（5）沖縄ワーク・ライフ・バランス企業認証制度に基づく認証				
（6）その他上記（1）～（5）と同等と認められる事業等に基づく認定・認証				
創業者・事業承継支援資金（創業者支援貸付）		融資利率1.70%のうち1.00%を補給⇒ 実質負担0.70%		

申込期間 令和3年1月1日～令和3年1月31日まで!!

※当日消印有効

お問い合わせ先  沖縄県商工労働部 中小企業支援課 金融班 TEL：098-866-2343